

容器包装に係る分別収集及び再商品化の  
促進等に関する法律に基づく  
市町村分別収集計画

(令和8年度～令和12年度)

令和7年8月

久喜市

# 久喜市分別収集計画

令和7年8月19日

## 1 計画策定の意義

これまでの高度成長経済を支えてきた「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会システムは、資源の枯渇や環境負荷の増大、最終処分場のひっ迫などさまざまな社会問題を引き起こした。

こうした社会システムから脱却し、廃棄物の発生抑制、焼却や埋立て等による環境負荷の低減、そして限りある資源を有効活用する、いわゆる「循環型社会」への転換が必要であることは、これまでも各方面において言及されているとおりである。

私たちが、「循環型社会」を形成するためには、社会を構成する各主体が、それぞれの立場においてその役割を自覚することが非常に重要である。

本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集・資源化を推進することを目的に、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確化し、そして相互に連携をして取り組むべき方針及びその推進方策を示すものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）＋Renewable（持続可能な資源の活用）の推進とともに、資源の有効利用、そして廃棄物量の低減による最終処分場の延命化が図られることで、「循環型社会」の形成に寄与するものである。

現在、久喜宮代衛生組合が所管する3つの清掃センターでごみの処理を行っており、各清掃センター管内でごみの分別や排出方法が異なっている。

今後、3つある施設の機能を1つに集約した新ごみ処理施設で久喜市全域のごみ処理を行う。ごみ処理施設がひとつに集約されることで、今まで異なっていたごみの分別や排出方法を統一する。新ごみ処理施設は、令和9年4月より供用開始するが、施設の試運転を令和8年12月から行うため、試運転開始に合わせて市内全域のごみの分別や排出方法を統一する。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、以下のとおりとする。

- ・市民、事業者、行政の協働によるごみの減量の推進
- ・分別の徹底による焼却量及び最終処分量の削減と資源の有効活用
- ・安全で安心な廃棄物処理による環境負荷の抑制

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直しを行う。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

ただし、プラスチック製容器包装については、令和8年12月からの新ごみ処理施設の試運転開始に合わせて燃やせるごみとして一括回収し焼却処理を行うため令和8年11月までに排出されるものを対象品目とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

|         | 8年度   | 9年度   | 10年度  | 11年度  | 12年度  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 容器包装廃棄物 | 5,341 | 5,310 | 5,279 | 5,248 | 5,217 |

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

以下の方策を実施することで、容器包装廃棄物の排出抑制を図るものとする。

なお、その実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図るものとする。

### ・ 広報紙の発行及びホームページ等の充実

広報紙やホームページ、スマートフォン用アプリ等を活用し、ごみの適正排出や再利用に関する本市の取り組み等について、市民や事業者に周知し、排出抑制を促進する。

### ・ 施設見学及び各種イベントへの参加

久喜宮代衛生組合と連携し、自治会等を対象としたごみ処理施設の見学会や出前講座の開催により、ごみ処理の現状について理解を深める機会を作るとともに、イベント等の開催に際し、発生抑制、排出抑制、再使用について市民に周知を行い、分別に対する意識の高揚を促進する。

### ・ 資源集団回収事業に対する報奨金の交付

廃棄物の減量化及び資源の再利用を促進するため、市内の自治会、町内会その他の10以上の世帯で組織された営利を目的としない団体を対象に、資源物（紙類、布・衣類）の回収量に応じて報奨金を交付することにより、再利用及び公共収集への排出抑制を促進する。

### ・ 廃棄物減量等推進員制度の活用

家庭系廃棄物の分別の啓発、集積所を清潔に保持するための指導、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理の啓発を職務とする、廃棄物減量等推進員を委嘱し、地域住民間における分別に対する意識の高揚を促進する。

### ・ 店頭回収の利用の推進

店舗が自主的に実施している店頭回収について、広報紙やホームページを活用して市民に周知し、排出抑制を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の老朽化及び一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類                                      |            | 収集に係る分別の区分                   |
|--|------------|------------------------------|
| 主としてスチール製の容器<br>主としてアルミ製の容器                            |            | びん・缶・ペットボトル                  |
| 主としてガラス製の容器  | 無色のガラス製容器  |                              |
|  | 茶色のガラス製容器  |                              |
|  | その他のガラス製容器 |                              |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの      |            |                              |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） |            | 飲料用紙パック                      |
| 主として段ボール製の容器   |            | 段ボール                         |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                            |            | プラスチック<br>(プラスチック製容器包装)<br>※ |

※プラスチック（プラスチック製容器包装）は、令和8年12月より燃やせるごみとして一括回収する。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び  
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

|  | 8年度             |                 | 9年度           |                 | 10年度          |                 | 11年度          |                 | 12年度          |                 |
|--|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 主としてスチール製の容器   | 83t             |                 | 83t           |                 | 83t           |                 | 83t           |                 | 83t           |                 |
| 主としてアルミ製の容器  | 191t            |                 | 190t          |                 | 189t          |                 | 188t          |                 | 187t          |                 |
| 無色のガラス製容器  | (合計)<br>195t    |                 | (合計)<br>194t  |                 | (合計)<br>193t  |                 | (合計)<br>192t  |                 | (合計)<br>191t  |                 |
|  | (引渡)量<br>0t     | (独自処理)量<br>195t | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>194t | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>193t | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>192t | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>191t |
| 茶色のガラス製容器  | (合計)<br>221t    |                 | (合計)<br>220t  |                 | (合計)<br>219t  |                 | (合計)<br>218t  |                 | (合計)<br>217t  |                 |
|  | (引渡)量<br>221t   | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>220t | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>219t | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>218t | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>217t | (独自処理)量<br>0t   |
| その他のガラス製容器   | (合計)<br>102t    |                 | (合計)<br>101t  |                 | (合計)<br>100t  |                 | (合計)<br>99t   |                 | (合計)<br>98t   |                 |
|  | (引渡)量<br>102t   | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>101t | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>100t | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>99t  | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>98t  | (独自処理)量<br>0t   |
| 主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)       | 38t             |                 | 38t           |                 | 38t           |                 | 38t           |                 | 38t           |                 |
| 主として段ボール製の容器   | 1,111t          |                 | 1,104t        |                 | 1,097t        |                 | 1,090t        |                 | 1,083t        |                 |
| 主として紙製の容器であって上記以外のもの   | (合計)<br>0t      |                 | (合計)<br>0t    |                 | (合計)<br>0t    |                 | (合計)<br>0t    |                 | (合計)<br>0t    |                 |
|  | (引渡)量<br>0t     | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>0t   |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | 553t            |                 | 550t          |                 | 547t          |                 | 544t          |                 | 541t          |                 |
|  | (引渡)量<br>133t   | (独自処理)量<br>420t | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>550t | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>547t | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>544t | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>541t |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                                    | (合計)<br>1,485t  |                 | (合計)<br>0t    |                 | (合計)<br>0t    |                 | (合計)<br>0t    |                 | (合計)<br>0t    |                 |
|  | (引渡)量<br>1,485t | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>0t   |
| うち<br>白色トレイ  | (合計)<br>0t      |                 | (合計)<br>0t    |                 | (合計)<br>0t    |                 | (合計)<br>0t    |                 | (合計)<br>0t    |                 |
|  | (引渡)量<br>0t     | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>0t   | (引渡)量<br>0t   | (独自処理)量<br>0t   |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、直近年度の分別基準適合物等の収集実績に、当該年度の人口変動率（下表参照）を乗じて算出するものとする。

|                         | 8年度     | 9年度     | 10年度    | 11年度    | 12年度    |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口予測<br>(単位：人)          | 146,380 | 145,515 | 144,650 | 143,785 | 142,920 |
| 対前年度<br>人口変動率<br>(単位：%) | 97.13%  | 99.41%  | 99.41%  | 99.40%  | 99.40%  |

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

収集・運搬・選別・保管等の各段階での業務の実施者については、下表のとおり定める。

なお、資源集団回収事業として現在小・中学校 PTA や地区子供会等が実施しているもののうち、本計画対象品目分については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施する。

| 容器包装廃棄物の種類 |             | 収集に係る<br>分別の区分  | 収集・運搬                                   | 選別・圧縮・保管  |
|------------|-------------|-----------------|---|---|
| 金属         | スチール製容器     | びん・缶・<br>ペットボトル | 資源回収委託業者が<br>定期回収を行う                    | 委託業者が選別・圧縮・保管等を行う<br>※                                  |
|            | アルミ製容器      |                 |   |   |
| ガラス        | ガラス製容器（無色）  |                 |   |   |
|            | ガラス製容器（茶色）  |                 |   |   |
|            | ガラス製容器（その他） |                 |   |   |
| 紙類         | 飲料用紙容器      | 飲料用紙パック         | 資源回収委託業者、<br>集団回収実施団体、<br>許可事業者が定期回収を行う | 有価物売買契約業者<br>及び集団回収実施団<br>体が委託した業者が<br>選別・圧縮・保管等<br>を行う |
|            | 段ボール        | 段ボール            |   |   |
| プラスチック     | ペットボトル      | びん・缶・<br>ペットボトル | 資源回収委託業者が<br>定期回収を行う                    | 委託業者が選別・圧縮・保管等を行う                                       |
|            | プラスチック製容器包装 | プラスチック          |   |   |

※ 栗橋地区、鷲宮地区から発生するスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）については、令和8年11月まで久喜宮代衛生組合が運営する八甫清掃センターにおいて選別・圧縮・保管を行い、令和8年12月からは委託業者が行う。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

令和8年11月までの分別基準適合物の中間処理については、久喜地区、菖蒲地区から発生するスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）は、久喜宮代衛生組合と業務委託契約を締結する民間施設において、選別・圧縮・保管を行う。

栗橋地区、鷲宮地区から発生するスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）については、久喜宮代衛生組合が運営する八甫清掃センターにおいて選別・圧縮・保管を行う。

また、栗橋地区、鷲宮地区から発生するペットボトルについては、八甫清掃センターで一時保管後、民間施設に運搬し、圧縮・保管する。

久喜宮代衛生組合における施設の整備については、構成市町である本市及び宮代町の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」などと整合を図り、実施する。

| 容器包装廃棄物の種類  | 収集に係る分別の区分          | 収集容器※                         | 収集車両             | 中間処理※                                    |
|-------------|---------------------|-------------------------------|------------------|--|
| スチール製容器     | びん・缶・ペットボトル         | ・透明又は無色半透明袋<br>・黄色ネット又は黄色コンテナ | パッカー車            | ・民間施設（選別・圧縮・保管）<br>・久喜宮代衛生組合施設（選別・圧縮・保管） |
| アルミ製容器      |                     |                               |                  |  |
| ガラス製容器（無色）  |                     |                               |                  |  |
| ガラス製容器（茶色）  |                     |                               |                  |  |
| ガラス製容器（その他） |                     |                               |                  |  |
| 飲料用紙製容器     | 飲料用紙パック             | ひもで十字に結ぶ                      | ・平ボディ車<br>・パッカー車 | 民間施設                                     |
| 段ボール        | 段ボール                | ひもで十字に結ぶ                      |                  | 民間施設                                     |
| ペットボトル      | びん・缶・ペットボトル         | ・透明又は無色半透明袋<br>・青色ネット         | パッカー車            | ・民間施設（選別・圧縮・保管）<br>・民間施設（圧縮・保管）          |
| プラスチック製容器包装 | プラスチック（プラスチック製容器包装） | 透明又は無色半透明袋                    | パッカー車            | 民間施設（選別・圧縮・保管）                           |

※ 下段は、栗橋地区、鷲宮地区（八甫清掃センター管内）

令和8年12月からの分別基準適合物の中間処理については、下表のとおり実施する。

| 容器包装廃棄物の種類  | 収集に係る分別の区分  | 収集容器※          | 収集車両             | 中間処理※          |
|-------------|-------------|----------------|------------------|----------------|
| スチール製容器     | びん・缶・ペットボトル | 透明又は無色<br>半透明袋 | パッカー車            | 民間施設（選別・圧縮・保管） |
| アルミ製容器      |             |                |                  |                |
| ガラス製容器（無色）  |             |                |                  |                |
| ガラス製容器（茶色）  |             |                |                  |                |
| ガラス製容器（その他） |             |                |                  |                |
| 飲料用紙製容器     | 飲料用紙パック     | ひもで十字に結ぶ       | ・平ボディ車<br>・パッカー車 | 民間施設           |
| 段ボール        | 段ボール        | ひもで十字に結ぶ       |                  | 民間施設           |
| ペットボトル      | びん・缶・ペットボトル | 透明又は無色<br>半透明袋 | パッカー車            | 民間施設（選別・圧縮・保管） |

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・容器包装廃棄物の分別収集を効率的に進めていくためには、排出時における分別の実施が重要な課題の一つであると考えます。廃棄物減量等推進員制度を活用し、市民の排出意識の高揚を図る。
- ・小・中学校PTAや地区子供会等による資源集団回収の活動を促進するために、報奨金を交付し、その制度概要等を広報紙等により広く市民に周知を行う。